

別表七(一) 「欠損金の損金算入等に関する明細書」

記載要領
はこちら



$$\text{「損金算入限度額(1)} \times \frac{50 \text{又は} 100}{100} \text{ 2」}$$

次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 当期が中小法人等事業年度に該当しない事業年度である場合 $(1) \times \frac{50}{100}$

(注) 中小法人等事業年度とは、法第57条第11項各号《欠損金の繰越し》に掲げる法人の当該各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。

- ① 措置法第66条の11の4第2項《銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例》の規定を受ける銀行等保有株式取得機構
- ② 措置法第67条の14第1項第1号《特定目的会社に係る課税の特例》に掲げる要件を満たす特定目的会社
- ③ 措置法第67条の15第1項第1号《投資法人に係る課税の特例》に掲げる要件を満たす投資法人
- ④ 措置法第68条の3の2第1項第1号《特定目的信託に係る受託法人の課税の特例》に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人
- ⑤ 措置法第68条の3の3第1項第1号《特定投資信託に係る受託法人の課税の特例》に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) 当期が(1)以外の事業年度である場合 $(1) \times \frac{100}{100}$

中小法人等の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P3)をご参照ください。

【チェックポイント】

「控除未済欠損金額3」欄の金額について、前期の申告書の別表七(一)の「翌期繰越額5」欄の金額等と一致していますか。

中小企業者の判定等フローはこちら



控除前所得金額 ¹ (別表四「43の①」)		損金算入限度額 ² (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	
事業年度	区分	控除未済欠損金額 ³ (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度の(4)の合計額)のうち少ない金額	当期控除額 ⁴ (3)-(4)又は(別表七(四)「15」)
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円	円
・	計		

「当期控除額(当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額)のうち少ない金額」4
古い事業年度の分から順次補填するものとしてその控除できる金額を記載します。

【チェックポイント】

「当期控除額4」の「計」欄が別表一「26」欄、別表四「欠損金等の当期控除額44」の金額と一致していますか。

【チェックポイント】

「翌期繰越額5」の「合計」欄と別表一「27」欄の金額が一致していますか。

「控除未済欠損金額3」

青色欠損金額又は災害損失欠損金額のうち、当期首前9年以内に開始した事業年度において生じたもの又は当期首前10年以内に開始した事業年度において生じたもので、過去に繰越控除又は繰戻しを受けなかった金額(前期分のこの別表の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。

また、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる青色欠損金額又は災害損失欠損金額の繰越期間は10年間となりますが、同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年間となりますのでご注意ください。

【3月決算法人の例】

令和7年3月期(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)に控除できる青色欠損金額は、平成28年3月期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)以降に生じた青色欠損金額であり、翌期へ繰り越すことができるのは平成29年3月期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)以降に生じた青色欠損金額です。

別表七(一)

「欠損金の損金算入等に関する明細書」

「当期分」の各欄共通

当期の別表四の「所得金額又は欠損金額52」の「総額①」に欠損金額の記載がある場合に、その欠損金額を「当期分」の「欠損金額」に記載するとともに、その内訳を「同上のうち」の各欄に記載します。

この申告が仮決算による中間申告である場合には、「翌期繰越額5」の記載は必要ありません。

当 期 分	欠 損 金 額 (別表四「52の①」)	欠 損 金 の 繰 戻 し 額
	同 上 の う ち 青 色 欠 損 金 額	
	同 上 の う ち 災 害 損 失 欠 損 金 額 <small>(16の③)</small>	
	合 計	

「欠損金の繰戻し額」

・ 次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 「青色欠損金額」の「欠損金の繰戻し額」

「青色欠損金額」のうち法第80条《欠損金の繰戻しによる還付》の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。

(2) 「災害損失欠損金額」の「欠損金の繰戻し額」

「災害損失欠損金額」のうち同条第5項において準用する同条第1項の規定の適用を受ける場合にその適用を受ける金額を記載します。

・ 当期が青色申告書を提出できる事業年度である場合には、「災害損失欠損金額」の「欠損金の繰戻し額」には記載せず、「青色欠損金額」の「欠損金の繰戻し額」に、青色欠損金額の繰戻し額と災害損失欠損金額の繰戻し額の合計額を記載します。

・ 措置法第66条の12第1項各号《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人の平成4年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、清算中に終了する事業年度及び法第80条第4項の規定に該当する場合のその規定に規定する事業年度において生じた欠損金額、同条第5項に規定する災害損失欠損金額並びに銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除き、同条第1項の規定の適用を受けることができませんのでご注意ください。

・ 普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。

別表七(一)

「欠損金の損金算入等に関する明細書」

「災害の種類」

震災、風水害、火災等の災害の種類を記載します。災害の呼称が定められているものは、その災害の呼称を記載します。

「災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日」

災害が引き続き発生するおそれなくなり、災害復旧に着手できる状態になった日又は震災特例法第15条第1項各号（震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例）に掲げる費用その他これらに類する費用の支出を行うことが困難な事情がやんだ日を記載します。

各欄共通

棚卸資産と固定資産（固定資産に準ずる繰延資産を含みます。）とに区分して記載します。

なお、その明細を次の表により別紙に記載して添付してください。

災害により生じた損失の額に関する明細書

資産の種類	災害前の帳簿価額	災害により生じた損失の額				計	保険金賠償等 の金額
		資産の減失等による損失の額	被害の回復に要する費用の額	被害の拡大防止のための費用の額	被害の拡大防止のための費用の額		
	円	円	円	円	円	円	

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算

災害の種類	災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	計	
災害を受けた資産の別	棚卸資産	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	
	①	②	
	③		
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)	6		円
資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8		
被害の拡大又は発生防止のための費用に係る損失の額	9		
計 (7)+(8)+(9)	10		
保険金又は損害賠償金等の額	11		
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12		
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13		
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14		
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)-(14の③)のうち少ない金額	15		
繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額	16		

「繰越控除の対象となる欠損金額16」
青色申告書を提出する法人については、記載しません。

○ 左記様式は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2024/pdf/M.pdf>) に掲載しています。

【災害により生じた損失の額に関する明細書】

